

届出書類チェック表

チェック欄	届出書類	記入例	
		あはき	柔道整復
	施術所開設届出書	P. 18	P. 20
	業務に従事する施術者の氏名一覧	P. 19	P. 21
	開設者（法人を除く）の本人確認書類（運転免許証等※1）原本	—	—
	開設者（法人を除く）の本人確認書類（運転免許証等※1）の写し	—	—
	業務に従事する施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※1）原本	—	—
	業務に従事する施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※1）の写し	—	—
	施術所の平面図	P. 22	P. 22
	周囲の見取図	P. 23	P. 23
	<開設者が法人の場合> 定款、寄附行為、登記簿謄本のいずれか（定款及び寄附行為には法人代表者の原本証明が必要です。）	—	—
	<開設後10日を超えた届出の場合> 遅延理由書	—	—
	<その他> 各種理由書（ベッド台数が6台以上の場合等）	—	—
	<従事する施術者の一覧など届出内容の書面交付を希望する場合※2> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項又は柔道整復師法第19条第1項の規定に基づく届出内容	P. 24 ※2部提出	P. 26 ※2部提出
	<開設届出済証の書面交付を希望する場合※2> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項又は/及び柔道整復師法第19条第1項の規定に基づく届出内容	P. 28（開設届出証明願） ※2部提出	P. 29（開設届出済証） ※2部提出

本人確認書類及び免許証の原本は、保健所職員が確認後、返却します。

※1 本人確認書類の例

運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証、年金証書、雇用保険被保険者証など

注意！

個人番号カード（マイナンバーカード）の写しを提出する場合は、顔写真のある表面のみを提出してください。個人番号の記載された裏面は不要です。